必要最小限の集団的自衛権における「あてはめ」の法的意味

上原 広 (衆議院議員 政策担当秘書)

2014年7月、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が閣議決定(「本閣議決定」という)され、集団的自衛権の行使が可能になった。いわゆる「新三要件」とは、

- ・ わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ・ これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ・ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

である。

安倍首相は、「新三要件に照らせば」、「我が国がとり得る措置には当然おのずから限界があり、国連憲章において各国に行使が認められているのと同様の集団的自衛権の行使が憲法上許容されるわけではありません」、「従来の憲法解釈との法理的整合性と法的安定性を維持し、従来の政府見解、これは昭和四十七年の政府見解」における「憲法第九条の解釈の基本的な論理を何ら変更することなく、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために合理的な当てはめの結果として導き出されたもの」で、「従来の政府見解の基本的な論理を超えて武力の行使が認められるとするような解釈を現憲法のもとで採用することは困難であり、その場合には憲法改正が必要になる」*1と明言している。

有識者懇談会報告書では、芦田修正に基づき、集団的自衛権の全面解禁を提言しているが*2*3、本閣議決定は、昭和 47 年の政府見解*4(「47 政府見解」という)に基づき、その「あてはめ」から必要最小限の集団的自衛権の行使を容認しているに過ぎない。法制局長官も、「昭和四十七年の政府見解は、憲法第九条のもとにおいて例外的に許容される武力の行使についての考え方を詳細に述べたものであり、その後の政府の説明も、ここで示された考え方に基づく」、「砂川事件の最高裁判決の、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」という判示と軌を一にするもの」と答弁し*5、本閣議決定が砂川判決と 47 政府見解を維持することを確認している。

これまで、朝日新聞の関係者へのインタビューに基づく検証記事*6、里永による報告*7などはあるが、この「あてはめ」がどのような法的意味を持つのか論じたものはない。

従来の政府見解は、主権国家の固有の権利として日本は自衛権を放棄していないとしている。具体的な自衛権の内容は、政府見解や国会答弁の積み重ねで形成され、現時点では「自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならない」「具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面」(防衛省 HP)と示される。

しかしながら、日本が国連に加盟した際、国際連合憲章第 51 条に規定される加盟国に個別的又は集団的自衛権の固有の権利を認める規定に何ら留保は付さなかったことは留意されるべきである。

他方、憲法学者の議論では、国権の発動としての戦争や武力の行使を放棄しており、自衛権の行使も非常に限定的であるというのが学説通説である。集団的自衛権の行使はできないと主張されている。世論の多数も、必ずしも有識者懇談会の報告書でいうような全面解禁を容認するものではない。

様々な立場の意見があるが、政府としては一定の見解を示す必要があろう。そこで、本報告が着目するのは、47政府見解とともに、高度に政治的な問題は内閣や国会で議論を尽くして決着すべきという、砂川判決の持つ統治行為論における重要な判断という側面である。

安倍首相は芦田修正の立場を採らず、有識者懇談会の報告書とは異なる立場に立つと表明している。政府は、47 政府見解や国会答弁との整合性を重視し、この「あてはめ」を採用したと考える。法制局長官も、本閣議決定は「憲法第九条のもとでも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し」、「結論の一部が変わるものでございますが、昭和四十七年の政府見解の基本論理と整合」*8 すると答弁している。

「主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するもの」の、「違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない」ため、「極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」で、「内閣」や「国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的判断に委ねられるべきもの」*9という立場に立ち、これまでの国会の議論の積み重ねを重視している。

他方、本閣議決定が「あてはめ」によるため、限界が生じる。必要最小限度以上の集団的自衛権の行使するためには、「新三要件」を修正する必要がある。「フルセットの集団的自衛権」の「全体にまで及んでいるとまで言うことはなかなか難しい」と確認されている*10。従来の政府見解や国会答弁を維持し、これまでの内閣や国会の政治判断の継続性を重視している。従って、本閣議決定では、基本論理への「あてはめ」により集団的自衛権の行使を容認させるため、自ずと「必要最小限度の実力行使にとどまる」。言い換えれば、47 政府見解を踏襲しつつ、「あてはめ」から導かれるため、必要最小限という制約を内在すると考える。

- *1 安倍晋三、「衆議院予算委員会」、2014年7月14日。
- *2 『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』、2009年6月。
- *3 『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』、2014年5月。
- *4 「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」、参議院決算委員会提出資料、1972年。
- *5 横畠裕介、「衆議院予算委員会」、2014年7月14日。
- *6 「検証 集団的自衛権」、朝日新聞、2014年7月3日~2015年3月27日。
- *7 里永尚太郎「必要最小限度の集団的自衛権とは何か」、防衛法研究、2015年。
- *8 横畠裕介、「衆議院予算委員会」、2014年7月14日。
- *9 砂川事件最高裁大法廷判决」、昭和34年12月16日。
- *10 横畠裕介、「衆議院平和安全特委」、2015年6月15日。